

平成27年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年3月27日(金)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について
第3	議案第12号 小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
第4	議案第13号 小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について
第5	議案第14号 小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について
第6	議案第15号 人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程について
第7	議案第16号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程について
第8	議案第17号 小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程について
第9	議案第18号 小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
第10	議案第20号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について
第11	議案第21号 小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について
第12	議案第22号 小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
第13	議案第23号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
第14	議案第24号 小金井市指定文化財の指定について
第15	報告事項
	1 平成27年第1回小金井市議会定例会について
	2 図書館の蔵書点検の結果について
	3 その他
	4 今後の日程
	5 平成27年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
第16	代処第4号 職員の分限処分に関する代理処理について
第17	代処第5号 職員の分限処分に関する代理処理について
第18	代処第6号 職員の併任に関する代理処理について
第19	議案第19号 職員の人事異動について

議案第 11 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則を別紙のように制定する。

平成 27 年 3 月 27 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会委員長に関する規定等を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則

(小金井市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 小金井市教育委員会公告式規則(昭和32年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年6月30日」を「昭和31年」に、「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「、その他」を「その他」に改める。

第2条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「委員長名」を「教育長名」に、「捺印し」を「押印し」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第3条及び第4条中「または」を「又は」に改める。

(小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和32年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項中「代つて」を「代って」に改め、同条第2項中「、その承認を得なければならない」を「報告しなければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(委員会への報告)

第5条 教育長は、第2条の規定により委任された事務のうち重要なものについて、委員会にこれを報告しなければならない。

(小金井市教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 小金井市教育委員会会議規則(平成5年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項ただし書及び第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第4項中「委員長」を「教育長」に、「委員2人以上」を「委員定数の3分の1以上の委員」に、「招集の請求があつたときに」を「招集を請求された場合には、遅滞なく」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条から第7条まで、第8条ただし書及び第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

第10条第1項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第2項及び第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第11条、第13条から第16条まで、第18条、第19条及び第20条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第21条第1項中「委員会」を「教育長」に改め、同条第1項第2号中「出席及び欠席委員」を「出席者及び欠席者」に改め、同項第7号中「委員長」を「教育長」に改める。

第27条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第29条中「又」を「又は」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第30条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

(小金井市教育委員会傍聴規則の一部改正)

第4条 小金井市教育委員会傍聴規則(平成5年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号ただし書、第6条ただし書及び第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(小金井市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の小金井市教育委員会公告式規則第2条第1項(「委員長名」を「教育長名」に改める部分に限る。)の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の小金井市教育委員会公告式規則第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第2項及び第5条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則

第4条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小金井市教育委員会会議規則の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小金井市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の小金井市教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の小金井市教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

議案第11号資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則新旧対照表

小金井市教育委員会公告式規則（第1条関係）

改正規則	現行規則	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、小金井市教育委員会規則<u>その他</u>小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公布)</p> <p>第2条 規則<u>又は</u>規程を公布しようとするときは、公布の旨の前文<u>及び</u>年月日を記入してその末尾に<u>教育長名</u>を記入し、押印し、委員会において議決された日から7日以内にこれをなさなければならない。</p> <p>2 前項の公布は小金井市役所の掲示場に掲示してこれを<u>行</u>う。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条 規則<u>又は</u>規定は、それぞれ当該規則または規程でその施行期日を定めることができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 規則<u>又は</u>規程のほか、公表を要するものの告示については前2条を準用する。</p> <p>付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、小金井市教育委員会規則、<u>その他</u>小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公布)</p> <p>第2条 規則<u>または</u>規程を公布しようとするときは、公布の旨の前文<u>および</u>年月日を記入してその末尾に<u>委員長名</u>を記入し、捺印し、委員会において議決された日から7日以内にこれをなさなければならない。</p> <p>2 前項の公布は小金井市役所の掲示場に掲示してこれを<u>行</u>なう。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条 規則<u>または</u>規程は、それぞれ当該規則または規程でその施行期日を定めることができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 規則<u>または</u>規程のほか、公表を要するものの告示については前2条を準用する。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の改正及び規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (小金井市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の小金井市教育委員会公告式規則第2条第1項(「委員長名」を「教育長名」に改める部分に限る。)の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の小金井市教育委員会公告式規則第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 } 4 } 省略 5 }</p>		
--	--	--

小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則(第2条関係)

改正規則	現行規則	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、小金井市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。</p> <p>(代理処理)</p> <p>第4条 委員会が処理する事項で特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、教育長が代って処理することができる。</p> <p>2 前項により教育長が処理した事項は、その後最も近く開かれる委員会において報告しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、小金井市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めることを目的とする。</p> <p>(代理処理)</p> <p>第4条 委員会が処理する事項で特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、教育長が代って処理することができる。</p> <p>2 前項により教育長が処理した事項は、その後最も近く開かれる委員会において、その承認を得なければならない。</p>	<p>法改正に伴う引用条文の改正</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p>

<p>(委員会への報告)</p> <p><u>第5条 教育長は、第2条の規定により委任された事務のうち重要なものについて、委員会にこれを報告しなければならない。</u></p> <p>付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 省略</p> <p>(小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第2項及び第5条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第2項の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 } 省略</p> <p>5 }</p>		<p>規定の整備</p>
--	--	--------------

小金井市教育委員会会議規則 (第3条関係)

改正規則	現行規則	備考
<p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とし、<u>教育長</u>は、会議の日時、場所及び事件をあらかじめ委員に告知し、その旨告示しなければならない。</p> <p>第3条 定例会は、毎月第2火曜日とし、その日が休日ときは翌日とする。ただし、特別の理由があるときは、<u>教育長</u>は会議に諮りこれを変更することができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とし、<u>委員長</u>は、会議の日時、場所及び事件をあらかじめ委員に告知し、その旨告示しなければならない。</p> <p>第3条 定例会は、毎月第2火曜日とし、その日が休日ときは翌日とする。ただし、特別の理由があるときは、<u>委員長</u>は会議に諮りこれを変更することができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p>

<p>3 会期中に議事を終了できないとき、又は特に必要があるときは、<u>教育長</u>は会議に諮り会期を延長することができる。</p>	<p>3 会期中に議事を終了できないとき、又は特に必要があるときは、<u>委員長</u>は会議に諮り会期を延長することができる。</p>	<p>規定の整備</p>
<p>4 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めたととき、又は<u>委員定数の3分の1以上の委員</u>から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、<u>遅滞なく</u>、これを招集しなければならない。</p>	<p>4 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めたととき、又は<u>委員2人以上</u>から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに、これを招集しなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>第4条 削除</p>	<p>第4条 <u>委員長及び委員長職務代理者が共に事故あるときは、年長者の委員が委員長の職務を行う。</u></p>	<p>条の削除</p>
<p>第5条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。なお、欠席しようとするときは、あらかじめ<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第5条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。なお、欠席しようとするときは、あらかじめ<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>規定の整備</p>
<p>第6条 <u>教育長</u>は、議事日程を作成し、第2条の告知とともにあらかじめこれを委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。</p>	<p>第6条 <u>委員長</u>は、議事日程を作成し、第2条の告知とともにあらかじめこれを委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。</p>	<p>同上</p>
<p>第7条 <u>教育長</u>が必要と認めるとき、又は委員から動議があったときは、<u>教育長</u>は会議に諮り討論を行わないで、議事日程を変更することができる。</p>	<p>第7条 <u>委員長</u>が必要と認めるとき、又は委員から動議があったときは、<u>委員長</u>は会議に諮り討論を行わないで、議事日程を変更することができる。</p>	<p>同上</p>
<p>第8条 会議は、午前10時に開会し、午後5時に閉会する。ただし、必要のあるときは、<u>教育長</u>はこれを変更することができる。</p>	<p>第8条 会議は、午前10時に開会し、午後5時に閉会する。ただし、必要のあるときは、<u>委員長</u>はこれを変更することができる。</p>	<p>同上</p>
<p>第9条 開会、休憩、閉会等は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p>	<p>第9条 開会、休憩、閉会等は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p>	<p>同上</p>
<p>第10条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により、<u>出席者の3分の2以上の多数</u>で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p>	<p>第10条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、<u>出席委員の3分の2以上の多数</u>で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p>	<p>同上</p>
<p>2 前項ただし書の<u>教育長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p>	<p>2 前項ただし書の<u>委員長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>3 <u>教育長</u>は、秘密会を開くときは、<u>教育長</u>が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させなければならない。</p>	<p>3 <u>委員長</u>は、秘密会を開くときは、<u>委員長</u>が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させなければならない。</p>	<p>同上</p>

い。

第11条 委員が議案の発議をしようとするときは、理由を付した文書を教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するものはこの限りでない。

第13条 動議の緊急及び先決の認定は、教育長が会議に諮り討論を行わないで、これを定める。

第14条 教育長が審議上必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

第15条 教育長は、必要に応じて関係職員等を委員会に出席させ、説明を求めることができる。

第16条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

第18条 教育長は、質疑及び討論の終結並びに採決しようとするときは、これを宣告しなければならない。

第19条 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とし、教育長が決める。

2 前項の決定に異議があるときは、教育長は会議に諮り、採決方法を定めなければならない。

第20条 省略

2 2以上の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決し、その区分が明らかでないときは、教育長がこれを決める。

第21条 教育長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 省略

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) } 省略

(4) }

(5) }

(6) }

い。

第11条 委員が議案の発議をしようとするときは、理由を付した文書を委員長に提出しなければならない。ただし、急を要するものはこの限りでない。

第13条 動議の緊急及び先決の認定は、委員長が会議に諮り討論を行わないで、これを定める。

第14条 委員長が審議上必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

第15条 委員長は、必要に応じて関係職員等を委員会に出席させ、説明を求めることができる。

第16条 発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

第18条 委員長は、質疑及び討論の終結並びに採決しようとするときは、これを宣告しなければならない。

第19条 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とし、委員長が決める。

2 前項の決定に異議があるときは、委員長は会議に諮り、採決方法を定めなければならない。

第20条 省略

2 2以上の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決し、その区分が明らかでないときは、委員長がこれを決める。

第21条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 省略

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) }

(4) }

(5) }

(6) }

規定の整備

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

<p>(7) その他<u>教育長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>2 省略</p> <p>第27条 会議を傍聴しようとする者は、<u>教育長</u>の許可を得なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第29条 会議場の秩序を乱し、又は会議を妨害する者があるときは、<u>教育長</u>は、休憩を宣言し、退場させることができる。</p> <p>第30条 省略</p> <p>2 前項の証人は、<u>教育長</u>及び委員の質問に対し証言を述べることができる。</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 } 省略 3 }</p> <p>(小金井市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小金井市教育委員会会議規則の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小金井市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>5 省略</p>	<p>(7) その他<u>委員長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>2 省略</p> <p>第27条 会議を傍聴しようとする者は、<u>委員長</u>の許可を得なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第29条 会議場の秩序を乱し、又会議を妨害する者があるときは、<u>委員長</u>は、休憩を宣言し、退場させることができる。</p> <p>第30条 省略</p> <p>2 前項の証人は、<u>委員長</u>及び委員の質問に対し証言を述べることができる。</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	--

小金井市教育委員会傍聴規則 (第4条関係)

改正規則	現行規則	備考
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 省略</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 省略</p>	

<p>(1) } 省略 (3) } (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により<u>教育長</u>の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(5) } 省略 (7) }</p> <p>(写真、録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に<u>教育長</u>の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、<u>教育長</u>はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 } 省略 4 }</p> <p>(小金井市教育委員会傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の小金井市教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の小金井市教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>(1) } 省略 (3) } (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により<u>委員長</u>の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(5) } 省略 (7) }</p> <p>(写真、録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に<u>委員長</u>の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、<u>委員長</u>はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	----------------------------------

議案第12号

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定、小金井市人事制度の改正に伴う教育委員会事務局職員に係る規定及び幼稚園業務に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和59年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主任」を「技能長並びに主任及び技能主任」に改め、同条第3項中「主査、副主査」を「統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改める。

第6条を削る。

別表学校教育部の部学務課の款学務係の項第8号中「私立幼稚園及び」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正前の第6条の規定は、なおその効力を有する。

小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																						
<p>(職制)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 必要と認めるときは、課に課長補佐、係に<u>技能長並びに主任及び技能主任</u>を置くことができる。</p> <p>3 特に必要と認めるときは、部に担当部長、参事、担当課長及び副参事、課に<u>統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査</u>を置くことができる。</p> <p>4 省略</p>	<p>(職制)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 必要と認めるときは、課に課長補佐、係に<u>主任</u>を置くことができる。</p> <p>3 特に必要と認めるときは、部に担当部長、参事、担当課長及び副参事、課に<u>主査、副主査</u>を置くことができる。</p> <p>4 省略</p> <p><u>(教育長の代行)</u></p> <p>第6条 教育長に事故あるとき、又は欠けたときは、<u>学校教育部長がその職務を行う。</u></p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>教育長の代行に関する規定の削除</p>																						
<p>付 則</p> <p>別表 (第4条関係)</p>	<p>付 則</p> <p>別表 (第4条関係)</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課(室)</th> <th>係</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校教 育部</td> <td>庶務課</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td>学務係</td> <td>(1) } (7) } 省略 (8) 私立専修・各種学校 に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	課(室)	係	所掌事務	学校教 育部	庶務課	省略	省略	学務課	学務係	(1) } (7) } 省略 (8) 私立専修・各種学校 に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課(室)</th> <th>係</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校教 育部</td> <td>庶務課</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td>学務係</td> <td>(1) } (7) } 省略 (8) <u>私立幼稚園及び私立 専修・各種学校</u>に関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>	部	課(室)	係	所掌事務	学校教 育部	庶務課	省略	省略	学務課	学務係	(1) } (7) } 省略 (8) <u>私立幼稚園及び私立 専修・各種学校</u> に関する こと。	<p>幼稚園に関する規定の 削除</p>
部	課(室)	係	所掌事務																					
学校教 育部	庶務課	省略	省略																					
	学務課	学務係	(1) } (7) } 省略 (8) 私立専修・各種学校 に関すること。																					
部	課(室)	係	所掌事務																					
学校教 育部	庶務課	省略	省略																					
	学務課	学務係	(1) } (7) } 省略 (8) <u>私立幼稚園及び私立 専修・各種学校</u> に関する こと。																					

			(9) ? } 省略 (16)
		保健給 食係	省略
	指導室	省略	省略
生涯学 習部	省略	省略	省略

			(9) ? } 省略 (16)
		保健給 食係	省略
	指導室	省略	省略
生涯学 習部	省略	省略	省略

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正前の第6条の規定は、なおその効力を有する。

議案第13号

小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び小金井市人事制度の改正に伴う教育委員会事務局職員に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(教育長を除く。)」を削る。

第4条第2項中「、主査、主任及び副主査」を「、統括技能長、技能長、主査、専任主査、専任技能主査、主任及び技能主任」に改める。

別表技能職の項中「電話交換、給食調理」を「給食調理」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の第1条の規定は適用せず、この規則による改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																
<p>(目的) 第1条 この規則は、小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める教育委員会職員の職名等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職務名) 第4条 省略</p> <p>2 小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和59年教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき置かれた部長、担当部長、担当参事、課長、室長、担当課長、担当副参事、課長補佐、係長、<u>統括技能長、技能長、主査、専任主査、専任技能主査、主任及び技能主任</u>は、職務名とし別表に定める職務名に替えることができるものとする。</p> <p>なお、図書館長及び公民館長についても、同様とする。</p> <p>3 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 1059 972 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>技術職</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>技能職</td> <td>給食調理、一般用務、一般作業</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務名	事務職	省略	技術職	省略	技能職	給食調理、一般用務、一般作業	<p>(目的) 第1条 この規則は、小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める教育委員会職員（<u>教育長を除く。</u>）の職名等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職務名) 第4条 省略</p> <p>2 小金井市教育委員会事務局組織規則（昭和59年教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき置かれた部長、担当部長、担当参事、課長、室長、担当課長、担当副参事、課長補佐、係長、<u>主査、主任及び副主査</u>は、職務名とし別表に定める職務名に替えることができるものとする。</p> <p>なお、図書館長及び公民館長についても、同様とする。</p> <p>3 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1077 1059 1884 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>技術職</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>技能職</td> <td><u>電話交換、給食調理、一般用務、一般作業</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務名	事務職	省略	技術職	省略	技能職	<u>電話交換、給食調理、一般用務、一般作業</u>	<p>教育長に関する規定の削除</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p>
区分	職務名																	
事務職	省略																	
技術職	省略																	
技能職	給食調理、一般用務、一般作業																	
区分	職務名																	
事務職	省略																	
技術職	省略																	
技能職	<u>電話交換、給食調理、一般用務、一般作業</u>																	

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の第1条の規定は適用せず、この規則による改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

議案第14号

小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市行政手続条例の一部を改正する条例が平成27年4月1日から施行されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第42号。以下「都条例」という。）」及び「並びに都条例第3章第2節及び第3節」を削る。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号資料

小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項及び小金井市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 2 号。以下「市条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に係る法第 3 章第 2 節及び第 3 節並びに市条例第 3 章第 2 節及び第 3 節に規定する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項、<u>東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 4 2 号。以下「都条例」という。）</u>及び小金井市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 2 号。以下「市条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に係る法第 3 章第 2 節及び第 3 節並びに<u>都条例第 3 章第 2 節及び第 3 節</u>並びに市条例第 3 章第 2 節及び第 3 節に規定する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>規定の整備</p>

議案第15号

人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程

人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程を別紙のように制定する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市人事制度の改正に伴い、教育委員会事務局職員に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程

(小金井市立図書館処務規程の一部改正)

第1条 小金井市立図書館処務規程（昭和40年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び係に主任」を「を、係に技能長並びに主任及び技能主任」に改め、同条第3項中「主査及び副主査」を「統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改め、同条第5項中「主査」を「統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改め、同条第6項中「副主査」を「技能主任」に改める。

(小金井市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第2条 小金井市教育委員会事務局処務規程（昭和45年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「主査、社会教育主事」を「統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改める。

第7条第1項中「副主査を含む、以下同じ」を「技能主任を含む。以下同じ」に改める。

(小金井市公民館処務規程の一部改正)

第3条 小金井市公民館処務規程（昭和45年教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び係に主任」を「を、係に技能長並びに主任及び技能主任」に改め、同条第3項中「主査及び副主査」を「統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改め、同条第5項中「主査」を「統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改め、同条第6項中「副主査」を「技能主任」に改める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程新旧対照表

小金井市立図書館処務規程（第1条関係）

改正規程	現行規程	備考
<p>(職制及び職務権限)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 必要に応じて図書館に館長補佐（課長補佐相当職）を、<u>係に技能長並びに主任及び技能主任</u>を置くことができる。</p> <p>3 特に必要と認めるときは、図書館に<u>統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査</u>を置くことができる。</p> <p>4 省略</p> <p>5 館長補佐及び係長（<u>統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査</u>を含む。）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主任（<u>技能主任</u>を含む。）は、係長の指揮をうけて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>付 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(職制及び職務権限)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 必要に応じて図書館に館長補佐（課長補佐相当職）<u>及び係に主任</u>を置くことができる。</p> <p>3 特に必要と認めるときは、図書館に<u>主査及び副主査</u>を置くことができる。</p> <p>4 省略</p> <p>5 館長補佐及び係長（<u>主査</u>を含む。）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主任（<u>副主査</u>を含む。）は、係長の指揮をうけて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

小金井市教育委員会事務局処務規程（第2条関係）

改正規程	現行規程	備考
<p>（課長補佐及び係長の職責）</p> <p>第6条 課長補佐及び係長（<u>統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査</u>を含む。以下同じ。）は、上司を補佐し、所属課長の統括のもとに担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（主任の職責）</p> <p>第7条 主任（<u>技能主任</u>を含む。以下同じ。）は、係長の指揮を受けて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>（課長補佐及び係長の職責）</p> <p>第6条 課長補佐及び係長（<u>主査、社会教育主事</u>を含む。以下同じ。）は、上司を補佐し、所属課長の統括のもとに担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（主任の職責）</p> <p>第7条 主任（<u>副主査</u>を含む。以下同じ。）は、係長の指揮を受けて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p>

小金井市公民館処務規程（第3条関係）

改正規程	現行規程	備考
<p>（職制及び職務権限）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 必要に応じて公民館に館長補佐（課長補佐相当職）を、<u>係に技能長並びに主任及び技能主任を置くことができる。</u></p> <p>3 特に必要と認めるときは、公民館に<u>統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を置くことができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 館長補佐及び係長（<u>統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査を含む。</u>）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主任（<u>技能主任を含む。</u>）は、係長の指揮をうけて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>（職制及び職務権限）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 必要に応じて公民館に館長補佐（課長補佐相当職）<u>及び係に主任を置くことができる。</u></p> <p>3 特に必要と認めるときは、公民館に<u>主査及び副主査を置くことができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 館長補佐及び係長（<u>主査を含む。</u>）は、上司を補佐し、館長の統括のもとに担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主任（<u>副主査を含む。</u>）は、係長の指揮をうけて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p></p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>